（従属業務等）

第三十五条　法第十一条の六十六第二項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一　他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二　他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五　他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

［号を削る。］

六　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七　他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う業務

八　他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九　他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十　他の事業者等の行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十一　他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二　他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十三　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四　他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六　他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十七　他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八　他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十九　他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

二十　他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十一　他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

（従属業務等）

第三十五条　［同上］

一　他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二　他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三　他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四　他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

五　他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

六　他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第九号に該当するものを除く。）

七　他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八　他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う業務

九　他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十　他の事業者の行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十一　他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二　他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十三　他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四　他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六　他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十七　他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八　他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十号に該当するものを除く。）

十九　他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

二十　他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十一　他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務